

国民健康保険料は府内統一です No.7

国民健康保険制度のギモンにお答えします

☎ 保険事業室 (☎825・2238)

広域化により、平成30年度から大阪府が財政運営の主体となった国民健康保険制度。
「何が変わったの?」「保険料はどうなるの?」など皆さんの疑問にシリーズでお答えします。

令和2年度の府内統一保険料が決定しました!

年間保険料が約2万円引き上げ!

ポイント

1

現在、大阪府が財政運営しているため、平成30年度から大阪府内の国民健康保険料は統一されています。

ポイント

2

そのような中、市では、国民健康保険加入者の負担軽減のため、市の独自判断で保険料を引き下げています。しかし、**令和6年度には、市の判断で保険料を引き下げることができなくなるため、市の保険料も除々に引き上げていかなければなりません。**

ポイント

3

令和2年度の寝屋川市の保険料は…?



大阪府の決定を受け、寝屋川市では、令和2年度の保険料の検討を進めています。**令和2年度は据え置きの方**で考えていますが、令和6年度からの府内統一保険料を見据え、**令和3年度からは徐々に保険料を引き上げる方向**で検討しています。

